

議案第77号

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）に基づき夢洲地区において実施される法第2条第3項に規定する設置運営事業をいう。以下「本事業」という。）について、その基本理念を定め、本市及び事業者の責務を明らかにし、長期間にわたる安定的かつ継続的な本事業の実施を確保するための基本となる事項を定め、もって我が国における国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本事業を行う民間事業者をいう。
- (2) 実施協定 大阪府と事業者との間で締結される法第13条第1項に規定する実施協定をいう。
- (3) 区域整備計画 大阪府が事業者と共同して作成する法第9条第1項に規定する区域整備計画をいう。
- (4) 認定区域整備計画 法第9条第11項の認定を受けた区域整備計画（法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。
- (5) モニタリング 本事業の確実な実施の確保及び安定的で継続的な実施の実現のため、本事業の実施の状況について把握することをいう。
- (6) モニタリング基本計画 モニタリングを実施するに当たり、本市及び大阪府が本事業の円滑かつ確実な実施を確保するための枠組みに関する基本的な考え方を定

めた計画をいう。

(基本理念)

第3条 夢洲地区における特定複合観光施設区域（法第2条第2項に規定する特定複合観光施設区域をいう。以下同じ。）の整備は、観光及び地域経済の振興並びに財政の改善への貢献を持続的に発現する観点から、長期間にわたる安定的かつ継続的な本事業の実施を確保することができるよう、本市、大阪府及び事業者の相互の信頼、理解及び協力のもとに行われなければならない。

2 夢洲地区における特定複合観光施設区域の整備は、民間の活力及び創意工夫が生かされるとともに、法第2条第8項に規定するカジノ事業の収益の適切な公益への還元が図られるよう、本市、大阪府及び事業者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

3 夢洲地区における特定複合観光施設区域の整備に当たっては、本市及び事業者は、国及び大阪府との適切な役割分担のもとで、法第2条第10項に規定するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、ギャンブル等依存症（ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等依存症をいう。）の予防等のための対策を確実に実施するとともに、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに青少年の健全育成に努めなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府と共同して本事業の実施に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、本事業を実施するとともに、本市及び大阪府が実施する本事業に関する施策に協力する責務を有する。

(事業期間)

第6条 本事業を実施する期間は、実施協定の効力発生の日から、法第9条第11項の認定の日以後35年を経過する日までの期間とする。ただし、本市、大阪府及び事業者との間の合意があるときは、これを延長することができる。

(区域整備計画の認定の更新の申請に係る同意)

第7条 本市は、次の各号に掲げる場合その他の公益上必要と認める場合には、法第10条第4項において準用する法第9条第9項に基づく区域整備計画の認定の更新の申請について同意しないことができる。

- (1) 実施協定に定める事業者の債務不履行等による解除事由に該当する事態が生じた場合
- (2) モニタリング基本計画に定める極めて重大な違反又は不履行が生じ、大阪府が事業者に対して改善命令を行ったにもかかわらず、当該違反又は不履行が改善されなかった場合（当該状態が相当の期間内に修復される見込みがある場合を除く。）
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続的な運営に著しい支障が生じ、本事業の継続的な運営が困難であると客観的かつ合理的に判断される場合（当該状態が相当の期間内に修復される見込みがある場合を除く。）

(委員会への諮問)

第8条 市長は、法第10条第4項において準用する法第9条第9項に基づく区域整備計画の認定の更新の申請について同意をするかどうかの判断に当たっては、あらかじめ大阪府市IR事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(モニタリング)

第9条 事業者は、本事業の実施に関し、モニタリング基本計画に基づき自らモニタリングを行うものとする。

- 2 本市は、大阪府と連携して、本事業が法令、認定区域整備計画等に基づき適切に行われていることを確認するため、事業者が大阪府に対して提出した報告書（事業者が

自らモニタリングを行った方法及び結果を記載した報告書をいう。)を参考にモニタリングを行うものとする。

- 3 市長は、毎年度、認定区域整備計画の実施の状況及び前項に定めるモニタリングの実施の結果を委員会に報告しなければならない。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和4年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業について、その基本理念を定め、本市及び事業者の責務を明らかにし、長期間にわたる安定的かつ継続的な本事業の実施を確保するための基本となる事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。